

平成 28 年 9 月 20 日

「UBS 地方銀行株ファンド」受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

「UBS 地方銀行株ファンド」の  
投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS 地方銀行株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記日程にて信託約款を変更させていただく予定でございますので、お知らせいたします。

敬具

<記>

1. 約款変更の内容および変更理由

<変更内容>

当ファンドの運用の指図に関する権限を、UBS アセット・マネジメント（アメリカス）インクに委託いたします。

<変更理由>

当社グループにおいては、運用体制の改善を主眼に、株式運用チーム内における役割の明確化と拠点の集中を進めており、当戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、当社グループ米国拠点への集約を進めることと致しました。これを受けて今般、当ファンドの運用につきましても、当社グループ米国拠点へ委託することとなりました。

2. 信託約款変更の手続きおよび日程

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ①受益者および受益権口数の確定   | : 平成 28 年 9 月 20 日  |
| ②書面による議決権の行使受付最終日 | : 平成 28 年 10 月 18 日 |
| ③書面による決議の日        | : 平成 28 年 10 月 19 日 |
| ④約款変更適用日          | : 平成 28 年 10 月 21 日 |

※ 平成 28 年 9 月 20 日現在の受益者は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（約款変更）に対して議決権を行使することができます。

※ 平成 28 年 9 月 20 日現在の受益者とは、平成 28 年 9 月 16 日までの買付申込受付者を含み、平成 28 年 9 月 20 日以降の買付申込者および平成 28 年 9 月 16 日以前の換金申込者は除きます。

[約款変更を行う場合]

約款変更にかかる書面決議は、上記①時点の当ファンドの議決権口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、平成 28 年 10 月 21 日に弊社ホームページに「約款変更のお知らせ」を掲載し、平成 28 年 10 月 21 日付で当ファンドの信託約款の変更を行います。

[約款変更を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、約款変更を行いません。この場合には、平成 28 年 10 月 21 日に、弊社ホームページに「約款変更不成立のお知らせ」を掲載いたします。

なお、上記委託先の変更に係る信託約款の変更が書面決議により否決された場合には、運用の継続が極めて困難な状況となることから、当ファンドの繰上償還を含めて対応を検討することとなります。

\* 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS 地方銀行株ファンド」の投資信託約款変更（予定）のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上